

家畜衛生週報

ANIMAL HYGIENE WEEKLY

No.3878 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2025. 11. 17

- ・北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内2例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について…………… 345
- ・新潟県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内3例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について…………… 346
- ・各班だより（愛玩動物用飼料対策班）…………… 347
- ・家畜衛生レポート（秋田県）…………… 350

☆北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内2例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

（令和7年11月2日付けプレスリリース）

本日、北海道恵庭市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内2例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について確認します。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：北海道恵庭市

飼養状況：約23.6万羽（採卵鶏）

2. 経緯

（1）令和7年11月1日（土曜日）、北海道は、道内恵庭市の農場から、通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。

（2）同日深夜、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。

（3）11月2日（日曜日）、当該農場の家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

1. 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。

2. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
3. 北海道と緊密な連携を図る。
4. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じ、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
6. 北海道の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、民間事業者の活用を促しつつ、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 「疫学調査チーム」を派遣。
8. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
9. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和7年11月2日（日曜日）（持ち回り開催）

5. その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることににより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

☆新潟県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内3例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

（令和7年11月4日付けプレスリリース）

本日、新潟県胎内市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内3例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について確認します。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：新潟県胎内市

飼養状況：約63万羽（採卵鶏）

2. 経緯

- (1) 令和7年11月3日（月曜日）、新潟県は、同県胎内市の農場から、通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。
- (2) 同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。
- (3) 11月4日（火曜日）、当該農場の家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

1. 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区

域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。

2. 移動制限区域の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 政務と新潟県の面会等により、新潟県と緊密な連携を図る。
5. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じ、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
7. 新潟県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、民間事業者の活用を促しつつ、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
8. 「疫学調査チーム」を派遣。
9. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和7年11月4日（火曜日）（持ち回り開催）

5. その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることで、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

☆各班だより（愛玩動物用飼料対策班）

「ペットフード安全法（愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律）」について、ご存じでしょうか？今から約17年前に施行された比較的新しい法律です。農林水産省は環境省と共管でペットフード安全法を所管しています。

ペットフード安全法の対象は犬及び猫の飼料（ペットフード）で、製造業者及び輸入業者に届出を義務付けています。また、製造、表示の基準や成分の規格を定めています。ペットフードの製造量は横ばいですが、この数年、届出の急激な増加がみられ、令和6年3月末時点で届出業者数は、製造業者が約8,400、輸入業者が約950となっています。

全国の農政局等が届出を受理していますが、各農政局等では限られた人数で対応しています。また、届出の際にペットフード安全法の基本的な説明や安全なペットフードを製造するよう注意を促すほか、FAMICと役割分担しながら立入検査も実施しています。

最近は「ペットは家族」という考えは浸透しており、ここ最近、「人もペットも食べられる」と表した製品を見かけるようになりました。また、犬猫用であってもケーキ、ピザ、アイスクリームやお惣菜など人の食品と見間違えるほど多種多様で美味しそうなペットフードが出回っています。

さらに、シカ肉等を原料としたペットフード（ジビエペットフード）もよく見かけるようになりました。令和3年9月に鳥獣被害防止特措法の一部を改正する法律が施行され、捕獲等した鳥獣の有効利用の促進を図るための措置として、ペットフードへの利用が明記されました。しかし、野生鳥獣は家畜と比べて寄生虫や細菌等を多く保有している傾向にあるため、家畜由来の肉よりもリスクがあります。このため、令和4年度に農村振興局鳥獣対策・農村環境課の交付金事業において「安心・安全なジビエ

ペットフードのために～ジビエペットフード原料に関するマニュアル～」を作成しました。ペットフード安全法の簡単な解説や生肉の危険性（ペットだけでなく家庭内に感染が広がる恐れや、動物園のと体給餌も実は生肉ではないこと等）についても紹介していますので、ご一読いただければと思います。

ペットとペットフードを介したコミュニケーションは、単なる「食事の時間」以上の意味を持ってい

ると思います。ペットは、飼い主が食事を用意してくれることで信頼や安心できる存在と認識していると考えられます。また、よく食べる日は元気、食欲がない日は体調不良やストレスのサインかもしれません。

ペットフードを取り巻く状況はどんどん変わっていますが、変化に合わせてペットフードの安全が確保できるよう日々努めているところです。

令和7年6月

ペットフード製造業者・輸入業者・販売業者のみなさまへ

ペットフードの安全確保のために

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (ペットフード安全法) の目的

ペットフードの製造等に関する規制を行うことにより、ペットフードの安全性の確保を図り、もって愛がん動物（ペット）の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的としています。

ペットフード安全法の概要



○対象となるペットフード

総合栄養食、一般食のほか、おやつやスナック、ガム、サプリメント、ミネラルウォーターなど犬・猫の栄養になるもので、動物用医薬品等以外のもの（動物用医薬品等は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規制を受けますので、本法の対象外です。）

○ペットフードの基準・規格の設定及び製造等の禁止

国はペットフードの製造方法及び表示の基準、成分の規格を定めることができ、その基準・規格に合わないペットフードの製造、輸入又は販売を禁止

○有害な物質を含むペットフードの製造等の禁止

有害な物質を含むペットフード等の製造、輸入又は販売を禁止

○ペットフードの廃棄等の命令

国は、基準・規格に合わない、あるいは有害な物質を含むペットフードが販売等された場合、事業者に対してそのペットフードの廃棄、回収等を命令

○製造業者等の届出の義務

ペットフードの輸入業者又は製造業者は、氏名、事業場の名称等の届出をすること

○帳簿の備付けの義務

ペットフードの輸入業者、製造業者又は販売業者（小売の場合は除く）は、販売等をしたペットフードの名称、数量等を帳簿に記載し、保存すること

○報告徴収、立入検査等

国と（独）農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は、ペットフードの輸入業者、製造業者、販売業者等に対して、報告徴収及び立入検査等を実施

農林水産省



事業者向けリーフレット



ジビエマニュアル



ごはんの時間はペットとの大切なコミュニケーションの時間

☆家畜衛生レポート (秋田県より)

秋田県南部家畜保健衛生所

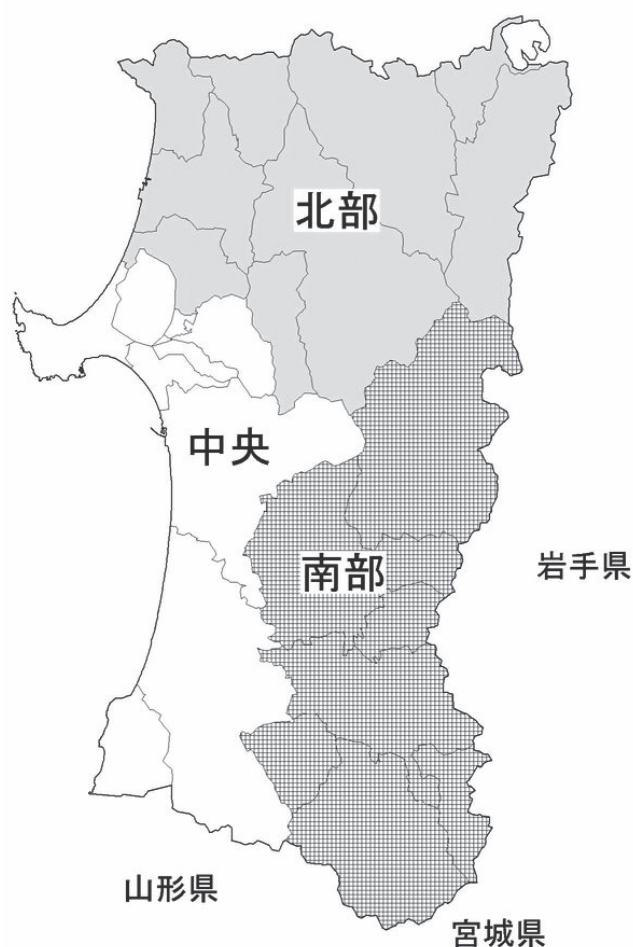
1. はじめに

秋田県は東北の日本海側に位置し、面積(11,610km²)は全国6番目を誇ります。

秋田県の魅力は、何といても四季折々に魅せる自然の豊かさですが、特に管内には「日本三大花火大会」の1つとされる「大曲の花火」があり、夏の

風物詩となっています。また仙北市角館町の武家屋敷は、桜の季節はもちろんのこと、雪景色も趣があります。さらに古くから冬の祭りも盛んで、仙北市の「紙風船上げ」、大仙市の「大綱引き」、美郷町の「竹打ち」、横手市の「かまくら」、湯沢市の「犬っこまつり」など旧正月行事が盛りだくさんです。

秋田県南部家畜保健衛生所の管内は県南内陸部で、東側を岩手県、南側を山形県、南東部を宮城県と接しています。



2. 管内の概要

当所が所在する大仙市を含め4市2町1村を管轄しており、秋田県全面積の約3割を占めています。

管内の飼養戸数と頭羽数は、令和7年2月現在で、乳用牛が27戸1,207頭、肉用牛が226戸5,571頭、豚が52戸83,693頭、100羽以上の飼養羽数で採卵鶏が6戸970,690羽、比内地鶏他の肉用鶏が3戸45,160羽です。

当所の組織体制は所長以下、衛生指導・防疫チームの1チーム制です。職員数は総数11名のうち獣医師が8名（60代3名、50代3名、20代2名）、畜産職が1名です。

Google Workspaceの活用による業務効率化に試行錯誤しています。

3. 衛生指導・防疫チームの業務

(1) 衛生指導関係

「全共出品技術強化事業について」

令和4年の全国和牛能力共進会鹿児島大会より新設された「高校及び農業大学校」の部（以下特別区）は、農業教育とその学習活動を通じた和牛への理解醸成と担い手の育成を目的とした区です。和牛生産・飼育を学ぶ学生の意欲向上を図るとともに、学生による和牛の魅力の発信を通じ、将来にわたり和牛生産に取り組む人材の育成・確保を目指しています。

その特別区へ出品する高校生の取組に感銘を受け、秋田県でも高校生の出品を後押ししようとの機運が高まりました。

令和5年7月、教育委員会や全国和牛登録協会、市町、和牛生産組合、農協、県の機関でプロジェクトチームを発足し、大曲農業高校生（以下大農生）の挑戦を支援することになりました。プロジェクトチームは、「調教指導チーム」「飼養管理指導チーム」「交流推進チーム」「全体調整チーム」の4チームで役割分担しており、大農生もチームのサポートを受けながら、審査協議会や地元の共進会などに参加しています。

「秋田牛」ブランドを持つ行政や畜産関係団体、生産者にとっても、将来の担い手である地元高校生の出場には大きな意義があります。県一丸となって、上位入賞を目指し、頑張っています。

(2) 防疫関係

「兎出血病の続発とまん延防止対策の取組について」

令和3年6月、管内2カ所で兎約2,500頭を飼育する農場で、親兎に鼻出血を伴う突然死が見られ約1ヶ月で約8割が死亡しました。病性鑑定では肝臓から兎出血病ウイルス（以下RHDV）2型の特異遺伝子を検出、病理検査では壊死性肝炎、肺出血がみられ、兎出血病（以下RHD）と診断されました。RHDV2型は令和元年以降の国内発生で見られ、海外からの複数回の侵入に起因していると言われています。

発生農場に対しては、空舎期間の設定や農場間の交差汚染の防止、作業動線の整理、畜舎消毒を指導しました。また、まん延防止のため管内のジャンボ兎飼育者に対してもリーフレットを作成し、周知・



啓蒙しました。RHDは同年10月に沈静化し、環境検査と繁殖候補兎のPCR検査を実施、150頭の陰性を確認し、経営を再開していました。

ところが、令和6年12月、再び突然死が増え始めたため病性鑑定を実施したところ、肝臓からRHDV2型が確認されました。令和3年のウイルス株とは異なる株であったため、農場内にウイルスが残留していたのではなく、新たに持ち込まれたと考えられました。対策として、陽性個体の摘発・淘汰、飼養衛生管理指導、着地検査等の実施により農場の清浄化を目指しているところです。

4. おわりに

秋田県は豊かな自然と伝統文化に恵まれた県です。日本一深い「田沢湖」、世界自然遺産に登録された「白神山地」、男鹿半島の「なまはげ」や「ゴジラ岩」、東北三大祭りの1つ「竿灯まつり」さらに日本三大盆踊りの1つ「西馬音内盆踊り」などがあります。また郷土料理も豊富で、きりたんぼ鍋や稲庭うどん、いぶりがっこなど数え切れないほどありますので、秋田へお越しの際はぜひご堪能ください。

通信

アフリカ豚熱は2018年に中国に侵入して以降アジアで急速に拡大し、日本と台湾のみが発生を防止してきました。ところが10月21日、台湾・台中市の養豚場で死亡豚の増加があり当局が検査を進めたところ、台湾で初のアフリカ豚熱の発生と確認されました。当局の調査により、現時点で他の農場への広がりがないことが確認されていないことは何よりですが、疫学分析から農場へのウイルス侵入要因は人、車両、導入豚などではなく、加熱処理の不十分な厨芥である可能性が高いとされています。豚熱やアフリカ豚熱の伝播経路として肉や食品残さ等は重要ですので、日本では飼料安全法（飼料製造側）と飼養衛生管理基準（農場側）の両面から、肉を含む又は肉と接触した可能性のあるもの（動物由来食品循環資源）は豚用飼料に含まない、豚に給与する場合は攪拌しながら全体を90℃以

兎出血病（旧：兎ウイルス性出血病）について

令和3年7月 秋田県南部家畜保健衛生所
TEL: 0187-62-5354

秋田県内で兎出血病が確認されました。感染力が強く、死亡率も非常に高い病気です。兎の命に関わる病気であり、一度侵入されると農場からの排除も困難になります。衛生対策を徹底し、持ち込まないよう対策をよろしくお願いします。

兎出血病とは

兎出血病ウイルス(RHDV)感染により発症する届出伝染病です。2019年(茨城県、愛媛県)2020年(福島県、茨城県、栃木県、千葉県)にも国内で発生報告があります。**兎のみ感染するウイルスで、兎以外の動物には感染しません。(ヒトには感染しないウイルスです。)**

感染経路: 経口、経鼻、経眼など。「兎同士の接触」「ハエや吸血昆虫の媒介」により伝播

症状: 元気消失、食欲廃絶、発熱、神経症状、鼻出血 などが見られます

場合によっては突然死することがあります

死亡率: 非常に高く、2020年西南アメリカとメキシコでの大流行では **90%の死亡率**でした

原因ウイルスについて

アルコール系消毒剤や逆性石けん(バコマ等)は**無効**です。塩素系またはヨウ素系の消毒剤、アルデヒド製剤による消毒をしましょう。また、環境中に排出されたウイルスは長期間にわたり感染力を保持するので飼育環境の消毒を徹底してください。

RHDVは
とても強い！

・20℃の乾燥した布地で105日間生存(室温で3カ月半)

・4℃で225日生存 ・凍結後に解凍しても生存 ・50℃1時間も生存



対策は？

発症兎に有効な治療はありません。隔離や摘発淘汰、消毒の徹底により飼養している兎にウイルスが感染しないよう対策をとってください。

対策例：「他農場の兎と接触させない」

「兎を世話する前に手をよく洗う」 「兎舎専用長靴の設置」

「可能な限り他人に触らせない」 「兎舎・ケージの消毒徹底」

「兎を導入する時は、導入元の衛生状況(死亡の有無など)を確認する」

「害虫対策」



上60分間以上の加熱とその記録の保持という厳しい取扱いを定めており、今般の台湾における発生を受け、農水省から生産者、食品循環資源の加熱処理を行う事業場、関係団体等に対し、ルール of 徹底について改めて注意喚起しました。畜産に関わる全ての方がそれぞれ疾病の伝播に関わる可能性があるということを自覚して日々の行動に注意していくことが重要です。皆さまどうぞよろしくお願いします。

毎週月曜日発行

家畜衛生週報

編集・発行：農林水産省消費・安全局

畜産安全管理課、動物衛生課

☎03(3502)8111 内線 4581

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1